

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようにお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようにお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようにお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようにお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようにお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようにお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようにお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようにお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようにお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようにお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようにお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようにお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようにお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようにお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようにお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようにお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようにお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようにお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようにお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようにお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようにお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようにお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようにお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようにお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようにお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようにお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようにお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようにお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようにお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようにお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようにお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようにお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようにお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようにお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようにお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようにお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようにお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようにお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようにお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようにお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようにお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようにお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようにお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようにお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようにお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようにお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようにお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようにお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419

令和3年7月12日

生徒・保護者のみなさま

県立厚木商業高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本県は4月20日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の区域とされ、感染拡大の防止に取り組んでまいりましたが、国の本部会議における措置として、「まん延防止等重点措置」の期間の延長（8月22日まで）が新たに決定いたしました。

県内においても、変異株の割合が上昇し感染懸念されていることも踏まえ、すべての県立学校で時差通学、通常時間による授業を引き続き実施するとともに、教育活動においては感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続することといたします。

特に、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、医療機関での受診を勧めています。症状がなくなるまでは自宅で休養するようお願いいたします。同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となります。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまりますので、自宅待機のうえ、学校に速やかに連絡をしてください。

生徒の安心安全な生活を最優先に考え、感染予防対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、取組の趣旨をご理解の上、ご家庭に置きましても引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

今後、県内の感染状況等により、現行の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」の内容については、変更される場合がありますことをご理解ください。

なお、8月26日から2学期が始まりますが、時程等のご連絡は8月26日までに、改めてご連絡いたします。

問合せ先
副校長 廣幡
電話 (046)223-7419